

## 商品概要説明書

(変動金利定期貯金<複利型>)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 変動金利定期貯金<複利型>
2.販売対象	・ 個人
3.期間	・ 3年 ・ 預入時のお申し出により自動継続(元金自動継続または元利金自動継続)の取扱いができます。
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を原則として適用し、預入日から6か月間毎に当組合が預入する際に提示する自由金利型定期貯金(M型)(ただし、預入金額が1,000万円以上の場合は自由金利型定期貯金)の6か月ものを指標金利として設定した店頭表示利率により、適用利率を変更します。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で6か月毎の複利により計算します。 ・ 20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・ 自動継続扱いの貯金は、総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・ 満期日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。 ・ マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月毎の複利で計算した利息とともに払い戻します。 預入期間6か月未満の場合:解約日における普通貯金利率 預入期間6か月以上1年未満の場合:約定利率×40% 預入期間1年以上1年6か月未満の場合:約定利率×50% 預入期間1年6か月以上2年未満の場合:約定利率×60% 預入期間2年以上2年6か月未満の場合:約定利率×70% 預入期間2年6か月以上3年未満の場合:約定利率×90%
10.貯金(預金)保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

J A に い が た 南 蒲